

新旧対照表

○ 「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">〔目次〕</p> <p style="text-align: center;">第1節の2 配当所得</p> <p><u>第8条の4</u> ((<u>上場株式等に係る配当所得の課税の特例</u>))関係</p> <p style="text-align: center;">第5節 住宅借入金等特別控除</p> <p>(廃止)</p> <p style="text-align: center;">第6節 その他の特例</p> <p><u>第41条の19の3</u> ((<u>既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除</u>))関係</p> <p><u>第41条の19の4</u> ((<u>認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除</u>))関係</p> <p><u>第41条の19の5</u> ((<u>電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所</u></p>	<p style="text-align: center;">〔目次〕</p> <p style="text-align: center;">第1節の2 配当所得</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5節 住宅借入金等特別控除</p> <p><u>第41条及び第41条の3の2</u> (<u>住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例</u>)共通関係</p> <p style="text-align: center;">第6節 その他の特例</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第41条の19の3</u> ((<u>電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所</u></p>

得税額の特別控除)関係

第1節の2 配当所得

第8条の4((上場株式等に係る配当所得の課税の特例))関係

(上場株式等に係る配当所得について申告分離課税を適用した場合の効果)

8の4—1 措置法第8条の4第1項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、同項の規定を適用することに留意する。

(注) 同項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第8条の5((確定申告を要しない配当所得))関係

(確定申告を要しない配当所得を総所得金額等に算入した場合の効果)

8の5—1 措置法第8条の5第1項に規定する配当所得の金額を総所得金額又は同法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該配当所得の金額を総所得金額等の計算上除外することはできないことに留意する。

(一の内国法人が剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合)

8の5—3 一の内国法人が剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を

得税額の特別控除)関係

第1節の2 配当所得

(新 設)

(新 設)

第8条の5((確定申告を要しない配当所得))関係

(確定申告を要しない配当所得を総所得金額に算入した場合の効果)

8の5—1 措置法第8条の5第1項に規定する配当所得の金額を総所得金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該配当所得の金額を総所得金額等の計算上除外することはできないことに留意する。

(法人が剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合)

8の5—3 内国法人が剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を発行

発行している場合における法第8条の5第1項第1号に規定する「当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日」については、当該株式の種類にかかわらず、当該法人の直前に支払がされた配当等の支払に係る基準日をいうことに留意する。

また、この場合において、同号に規定する「一回に支払を受けるべき金額」についても、株式の種類にかかわらず、当該法人から支払を受ける剰余金の配当のうち、その基準日及びその効力を生ずる日が同一の日であるものの総額により判定することに留意する。

第5節 住宅借入金等特別控除

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(居住の用に供した場合)

41—1 措置法第41条第1項、第3項及び第5項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋の新築若しくは当該居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得若しくは同条第5項に規定する認定長期優良住宅の新築若しくは認定長期優良住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下第41条関係において「新築等」という。)又は同条第1項に規定する増改築等(以下第41条関係において「増改築等」という。)をした者が現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋(増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41—5までにおいて同じ。)をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該や

している場合における法第8条の5第1項第1号に規定する「当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日」については、当該株式の種類にかかわらず、当該法人の直前に支払がされた配当等の支払に係る基準日をいうことに留意する。

また、この場合において、同項に規定する「一回に支払を受けるべき金額」についても、株式の種類にかかわらず、当該法人から支払を受ける剰余金の配当のうち、その基準日及びその効力を生ずる日が同一の日であるものの総額により判定することに留意する。

第5節 住宅借入金等特別控除

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(居住の用に供した場合)

41—1 措置法第41条第1項及び第3項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋の新築若しくは当該居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得(以下第41条関係において「新築等」という。)又は増改築等(以下第41条関係において「増改築等」という。)をした者が現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋(増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41—5までにおいて同じ。)をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

むを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(引き続き居住の用に供している場合)

41—2 措置法第41条第1項、第3項及び第5項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、新築等又は増改築等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

(1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。

(2) その家屋を居住の用に供した日(以下この項において「居住日」という。)の属する年(以下この項において「居住年」という。)以後10年以内(居住年が平成11年若しくは平成12年である場合、居住日が平成13年1月1日から同年6月30日までの期間内である場合又は居住年が平成19年若しくは平成20年で同条第3項の規定を適用する場合には、15年以内)に、災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(引き続き居住の用に供している場合)

41—2 措置法第41条第1項及び第3項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、新築等又は増改築等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

(1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。

(2) その家屋が居住の用に供された日(以下この項において「居住日」という。)の属する年(以下この項において「居住年」という。)以後6年以内(当該居住年が平成11年若しくは平成12年である場合、当該居住日が平成13年1月1日から同年6月30日までの期間内である場合又は当該居住年が平成19年若しくは平成20年で同条第3項の規定を適用する場合には、15年以内、当該居住日が平成13年7月1日から同年12月31日までの期間内である場合又は当該居住年が平成14年から平成20年までの期間内である場合(当該居住年が平成19年又は平成20年で同条第3項の規定を適用する場合を除く。))には、10年以内に、災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(居住の用に供しなくなった場合)

41—3 措置法第41条第11項及び第14項に規定する「その者の居住の用に供しなくなった」とは、新築等又は増改築等をした者が現に居住の用に供しなくなったことをいうのであるが、給与等の支払をする者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基づいてその者が居住の用に供しなくなった後も、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族がその家屋を引き続き居住の用に供していた場合で、これらの親族がその者と共に居住することに伴い転居してその家屋を居住の用に供しなくなったときは、これに該当するものとする。

(再び居住の用に供した場合)

41—4 措置法第41条第11項及び第14項に規定する「再びその者の居住の用に供した」とは、新築等又増改築等をした者が現に再び当該家屋を居住の用に供したことをいうのであるが、その者の配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族が再びその居住の用に供したときで、同条第11項及び第14項に規定する「給与等の支払をする者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(家屋の床面積)

41—10 措置法令第26条第1項第1号及び第23項第3号イに規定する家屋の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(登記簿上表示される床面積)による。

(区分所有する部分の床面積)

41—11 措置法令第26条第1項第2号及び第23項第3号ロに規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第

(居住の用に供しなくなった場合)

41—3 措置法第41条第9項に規定する「その者の居住の用に供しなくなった」とは、新築等又は増改築等をした者が現に居住の用に供しなくなったことをいうのであるが、給与等の支払をする者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基づいてその者が居住の用に供しなくなった後も、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族がその家屋を引き続き居住の用に供していた場合で、これらの親族がその者と共に居住することに伴い転居してその家屋を居住の用に供しなくなったときは、これに該当するものとする。

(再び居住の用に供した場合)

41—4 措置法第41条第9項に規定する「再びその者の居住の用に供した場合」とは、新築等又増改築等をした者が現に再び当該家屋を居住の用に供した場合をいうのであるが、その者の配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族が再びその居住の用に供したときで、同項に規定する「給与等の支払をする者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(家屋の床面積)

41—10 措置法令第26条第1項第1号及び第20項第3号イに規定する家屋の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(登記簿上表示される床面積)による。

(区分所有する部分の床面積)

41—11 措置法令第26条第1項第2号及び第20項第3号ロに規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第

2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

(注) 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。

(店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定)

41—12 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が措置法令第26条第1項各号又は第23項第3号イ若しくはロの床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

(1) その家屋(同条第1項第2号又は第23項第3号ロに規定する家屋にあつては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。)の一部がその者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。

(2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。

(住宅の取得等に係る家屋の敷地の判定)

41—13 取得した土地等が措置法第41条第1項各号に規定する住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される又は供されていた土地等に該当するかどうかは、社会通念に従い、当該土地等が同項に規定する当該居住用家屋と一体として利用されている土地等であるかどうかにより判定する。

(繰上返済等をした場合)

41—19 措置法第41条第1項各号に規定する借入金若しくは債務(以下第41条関係において「住宅借入金等」という。)、同条第3項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等(以下第41条関係において「特例住宅借入金等」という。)又は同条第5項の規定の

2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

(注) 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。

(店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定)

41—12 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が措置法令第26条第1項各号又は第20項第3号イ若しくはロの床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

(1) その家屋(第1項第2号又は第20項第3号ロに規定する家屋にあつては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。)の一部がその者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。

(2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。

(居住用家屋の敷地の判定)

41—13 取得した土地等が措置法第41条第1項各号に規定する居住用家屋の敷地の用に供される又は供されていた土地等に該当するかどうかは、社会通念に従い、当該土地等が同項に規定する当該居住用家屋と一体として利用されている土地等であるかどうかにより判定する。

(繰上返済等をした場合)

41—19 措置法第41条第1項各号に規定する借入金若しくは債務(同条第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下第41条関係において「住宅借入金等」という。)の金額又は同条第3項の規定の適用を受ける場合の同条第1項各号に規定する借入金若しく

適用を受ける場合の住宅借入金等(以下第41条関係において「長期優良住宅借入金等」という。)の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第3項又は第5項の規定の適用があるのであるが、例えば、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41—16の適用がある場合があることに留意する。

(新築等又は増改築等に係る住宅借入金等の金額等)

41—20 住宅借入金等の金額は、その元本の金額をいうのであるから、利息(遅延利息を含む。)や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは含まれないことに留意する。

(著しく低い金利による利息である住宅借入金等)

41—21 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等につきそれぞれに掲げる金額が、支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第24項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。

(1) 使用者から借り入れた住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額に相当する金額

は債務(以下第41条関係において「特例住宅借入金等」という。)の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額又は特例住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高又は特例住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項又は第3項の規定の適用があるのであるが、例えば、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額又は特例住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41—16の適用がある場合があることに留意する。

(新築等又は増改築等に係る住宅借入金等の金額等)

41—20 住宅借入金等の金額又は特例住宅借入金等の金額は、その元本の金額をいうのであるから、利息(遅延利息を含む。)や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは含まれないことに留意する。

(著しく低い金利による利息である住宅借入金等)

41—21 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等又は特例住宅借入金等につきそれぞれに掲げる金額が、支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額又は当該特例住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第21項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等又は特例住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。

(1) 使用者から借り入れた住宅借入金等又は特例住宅借入金等 当該住宅借入金等又は特例住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額に相当

(2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額(当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。)の合計額を控除した残額

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41—16の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の使用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等の借換えが行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。

(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)

41—22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同法第41条第3項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額、同法第41条第5項に規定するその年12月31日における長期優良住宅借入金等の金額の合計額及び同法第41条の2に規定する住宅借入金等の金額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高又は長期優良住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則第18条の22第2項に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の「年末残高」欄は、41—32により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

(住宅借入金等の金額の合計額等が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41—23 措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第3項に規定する特例住宅借入金等の金額及び同条第5項に規定する長期優良住宅借入金等の金額とは、

する金額

(2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等又は特例住宅借入金等 当該住宅借入金等又は特例住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額(当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。)の合計額を控除した残額

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41—16の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の使用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等又は特例住宅借入金等の借換えが行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。

(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)

41—22 措置法第41条第2項及び同法第41条の2に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額並びに同法第41条第3項及び同項の規定を適用する場合の同法第41条の2に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高又は特例住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則第18条の22第2項に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の「年末残高」欄は、41—32により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額又は特例住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

(住宅借入金等の金額の合計額等が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41—23 措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額及び同条第3項に規定する特例住宅借入金等の金額とは、同条第1項各号に掲げる借入金又は債務の金額の合計

同条第1項各号に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額、当該特例住宅借入金等の金額又は当該長期優良住宅借入金等の金額となることに留意する。

- (1) 新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金又は取得の対価の額(以下第41条関係において「家屋の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋の取得対価の額
 - (2) 新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る家屋の取得対価の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下第41条関係において「家屋等の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋等の取得対価の額
 - (3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額
 - (4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額が、当該増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条関係において「増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 増改築等に要した費用の額
- (注)1 住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額(以下この項において「家屋の取得の対価の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条第1項、第3項又は第5項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の新築等、敷地の取得又は増改築等ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住

額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額となることに留意する。

- (1) 新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金又は取得の対価の額(以下第41条関係において「家屋の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋の取得対価の額
 - (2) 新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る家屋の取得対価の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下第41条関係において「家屋等の取得対価の額」という。)を超える場合 家屋等の取得対価の額
 - (3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額
 - (4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額が、当該増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条関係において「増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 増改築等に要した費用の額
- (注)1 住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額(以下この項において「家屋の取得の対価の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条第1項又は第3項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の新築等、敷地の取得又は増改築等ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額は、これらの規定の適用を受ける各年ごとの12月31日におけ

住宅借入金等の金額の合計額は、これらの規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額、特例住宅借入金等の金額の残高の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 当該新築等(敷地の取得を含む。)又は増改築等において措置法第70条の3及び同法第70条の3の2の規定の適用を受ける場合、住宅借入金等の金額の合計額、特例住宅借入金等の金額の合計額又は長期優良住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得の対価の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち、相続税法第21条の12の規定の適用を受ける部分の金額及び措置法第70条の3の2の規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う。

3 家屋の取得の対価の額等には、その家屋(増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下第41条関係において同じ。)又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する家屋の取得の対価の額等が含まれる。

(敷地の取得対価の額の範囲)

41—25 「敷地の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) 埋立て、土盛り、地ならし、切土、防壁工事その他の土地の造成又は改良のために要した費用の額
- (2) 土地等と一括して建物等を取得した場合における当該建物等の取壊し費用の額(発生資材がある場合には、その発生資材の価額を控除した残額。ただし、土地等の取得後おおむね1年以内に当該建物等の取壊しに着手するなど、その取得が当初からその建物等を取り壊して家屋を新築することが明らかであると認められる場合に限る。)

る現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額又は特例住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 当該新築等(敷地の取得を含む。)又は増改築等において措置法第70条の3(((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)))及び同法第70条の3の2(((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)))の規定の適用を受ける場合、住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得の対価の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち、相続税法第21条の12(((相続時精算課税に係る贈与税の特別控除)))の規定の適用を受ける部分の金額及び措置法第70条の3の2の規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う。

3 家屋の取得の対価の額等には、その家屋(増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下第41条関係において同じ。)又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する家屋の取得の対価の額等が含まれる。

(敷地の取得対価の額の範囲)

41—25 「敷地の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) 埋立て、土盛り、地ならし、切土、防壁工事その他の土地の造成又は改良のために要した費用の額
- (2) 土地等と一括して建物等を取得した場合における当該建物等の取壊し費用の額(発生資材がある場合には、その発生資材の価額を控除した残額。ただし、土地等の取得後おおむね1年以内に当該建物等の取壊しに着手するなど、その取得が当初からその建物等を取り壊して家屋を新築することが明らかであると認められる場合に限る。)

(注) 当該取壊し前に当該建物等を居住の用に供して措置法第41条第1項、第3項又は第5項の規定の適用を受けている場合には、当該家屋の新築に係る同条第1項、第3項又は第5項の規定の適用において、当該土地等の取得は敷地の取得に該当しないことに留意する。

(定期借地権等の設定の時ににおける保証金等に係る敷地の取得の対価の額)

41—28 借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)第22条((定期借地権))及び第24条((建物譲渡特約付借地権))に規定する借地権(以下この項において「定期借地権等」という。))の設定に際し、借地権者から借地権設定者に対し、保証金、敷金などその名称のいかんを問わず借地契約の終了の時に返還を要するものとされる金銭等(以下この項において「保証金等」という。))の預託があった場合において、その保証金等につき定期借地権等を設定した日の属する月における基準年利率(昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達(法令解釈通達)」の27—3(定期借地権等の設定の時ににおける借地権者に帰属する経済的利益の総額の計算)の(2)に掲げる年利率をいう。以下この項において同じ。)未満の利率(以下この項において「約定利率」という。)による利息の支払があるとき又は支払うべき利息がないときには、次の算式により計算した金額が、措置法第41条第1項各号に規定する土地等の取得に要する資金に該当するものとする。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{保証金等の} \\ & \text{額に相当す} \\ & \text{る金額} \end{aligned} - \left(\begin{array}{l} \text{保証金等の} \\ \text{額に相当す} \\ \text{る金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{定期借地権等の設定期} \\ \text{間年数に応じる基準年} \\ \text{利率の複利現価率} \end{array} \right) \\ \\ & - \left(\begin{array}{l} \text{保証金等の} \\ \text{額に相当す} \\ \text{る金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{約定利率} \\ \times \\ \text{間年数に応じる基準年} \\ \text{利率の複利年金現価率} \end{array} \right)$$

(注) 当該取壊し前に当該建物等を居住の用に供して措置法第41条第1項又は第3項の規定の適用を受けている場合には、当該家屋の新築に係る同条第1項又は第3項の規定の適用において、当該土地等の取得は敷地の取得に該当しないことに留意する。

(定期借地権等の設定の時ににおける保証金等に係る敷地の取得の対価の額)

41—28 借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)第22条((定期借地権))及び第23条((建物譲渡特約付借地権))に規定する借地権(以下この項において「定期借地権等」という。))の設定に際し、借地権者から借地権設定者に対し、保証金、敷金などその名称のいかんを問わず借地契約の終了の時に返還を要するものとされる金銭等(以下この項において「保証金等」という。))の預託があった場合において、その保証金等につき定期借地権等を設定した日の属する月における基準年利率(昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達(法令解釈通達)」の27—3(定期借地権等の設定の時ににおける借地権者に帰属する経済的利益の総額の計算)の(2)に掲げる年利率をいう。以下この項において同じ。)未満の利率(以下この項において「約定利率」という。)による利息の支払があるとき又は支払うべき利息がないときには、次の算式により計算した金額が、措置法第41条第1項各号に規定する土地等の取得に要する資金に該当するものとする。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{保証金等の} \\ & \text{額に相当す} \\ & \text{る金額} \end{aligned} - \left(\begin{array}{l} \text{保証金等の} \\ \text{額に相当す} \\ \text{る金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{定期借地権等の設定期} \\ \text{間年数に応じる基準年} \\ \text{利率の複利現価率} \end{array} \right) \\ \\ & - \left(\begin{array}{l} \text{保証金等の} \\ \text{額に相当す} \\ \text{る金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{約定利率} \\ \times \\ \text{間年数に応じる基準年} \\ \text{利率の複利年金現価率} \end{array} \right)$$

(住民票の写し)

41—30 措置法規則第18条の21第10項第1号ハ、同項第2号ロ、同項第3号ハ、同項第4号ハ又は同条第20項第1号に掲げる「その者の住民票の写し」は、その者がその家屋を居住の用に供したこと及びその居住の用に供した日又は居住の用に供していたことを確認するための書類として確定申告書に添付させるものであるから、当該住民票の写しは、措置法第41条第1項、第3項、第5項、第11項又は第14項の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているものであることを要することに留意する。

(注) 1 その者が41—1又は41—4の取扱いの適用を受ける者である場合には、この住民票の写しは、その家屋の所在地が生計を一にする親族の住所地として記載されているものでも差し支えない。

2 住所を変更した者の住民票には、その転入又は転居をした年月日が記載されている。

(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)

41—31 措置法第41条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者(措置法令第26条第8項第1号又は同項第2号に掲げる借入金に係る債権者及び措置法規則第18条の22第1項第1号ロ又は同項第2号ロ若しくは同号ハに掲げる債務に係る同項各号に掲げる者を含む。)が交付する住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。)を確定申告書に添付する場合には、措置法規則第18条の21第10項第1号イ第12項第1号イ、同項第2号イ若しくは同項第3号イに掲げる家屋の取得対価の額、同項第1号ロ、同項第2号イ若しくは同項第3号イに掲げる敷地の取得対価の額又は同項第4号ロに掲げる増改築等に要した費用の額を明らかにする書類又はその写しの添付を要しないものとする。

(注) 当該債権者が交付する借入金の年末残高等証明書には、措置法規則第18条の22

(住民票の写し)

41—30 措置法規則第18条の21第10項第1号ハ、同項第2号ロ、同項第3号ハ、同項第4号ハ又は同条第18項第1号に掲げる「その者の住民票の写し」は、その者がその家屋を居住の用に供したこと及びその居住の用に供した日又は居住の用に供していたことを確認するための書類として確定申告書に添付させるものであるから、当該住民票の写しは、措置法第41条第1項、第3項又は第9項の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているものであることを要することに留意する。

(注) 1 その者が41—1又は41—4の取扱いの適用を受ける者である場合には、この住民票の写しは、その家屋の所在地が生計を一にする親族の住所地として記載されているものでも差し支えない。

2 住所を変更した者の住民票には、その転入又は転居をした年月日が記載されている。

(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)

41—31 措置法第41条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者(措置法令第26条第8項第1号又は同項第2号に掲げる借入金に係る債権者及び措置法規則第18条の22第1項第1号ロ又は同項第2号ロ若しくは同号ハに掲げる債務に係る同項各号に掲げる者を含む。)が交付する住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。)を確定申告書に添付する場合には、措置法規則第18条の21第10項第1号イ第12項第1号イ、同項第2号イ若しくは同項第3号イに掲げる家屋の取得対価の額、同項第1号ロ、同項第2号イ若しくは同項第3号イに掲げる敷地の取得対価の額又は同項第4号ロに掲げる増改築等に要した費用の額を明らかにする書類又はその写しの添付を要しないものとする。

(注) 当該債権者が交付する借入金の年末残高等証明書には、措置法規則第18条の22

第2項第2号の規定により、その家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額を記載しなければならないこととされている。

(借入金の年末残高等証明書の交付等)

41—32 措置法規則第18条の22第2項第2号に規定する「その年12月31日における住宅借入金等の金額」は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高をいうのである(41—22参照)が、その年12月31日までに返済等を行うこととされている金額を控除した残額(以下この項において「年末残高の予定額」という。)によって借入金の年末残高等証明書を交付することを認めるものとする。

この場合において、当該借入金の年末残高等証明書には、借入金等の年末残高の予定額である旨を付記するものとする。

(信託の受益者が適用を受ける場合)

41—33 受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。)の受益者(同条第2項の規定により、同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。)が、措置法第41条第1項に規定する居住用家屋で当該信託の信託財産に属するものについて新築等又は増改築等をした場合又は同条第5項に規定する認定長期優良住宅で当該信託の信託財産に属するものについて新築等をした場合における同条の規定の適用については、次に留意する。

(1) 当該居住用家屋又は当該認定長期優良住宅が、区分建物の各部分の2以上に相当するものであり、かつ、当該2以上の部分のうちに当該受益者の居住の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とがあるときは、当該受益者の居住の

第2項第4号の規定により、その家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額を記載しなければならないこととされている。

(借入金の年末残高等証明書の交付等)

41—32 措置法規則第18条の22第2項第4号に規定する「その年12月31日における住宅借入金等の金額」は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高又は特例住宅借入金等の金額の残高をいうのである(41—22参照)が、その年12月31日までに返済等を行うこととされている金額を控除した残額(以下この項において「年末残高の予定額」という。)によって借入金の年末残高等証明書を交付することを認めるものとする。

この場合において、当該借入金の年末残高等証明書には、住宅借入金等の年末残高の予定額である旨を付記するものとする。

(信託の受益者が適用を受ける場合)

41—33 受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。)の受益者(同条第2項の規定により、同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。)が、措置法第41条第1項に規定する居住用家屋で、当該信託の信託財産に属するものについて新築等又は増改築等をした場合における同条の規定の適用については、次に留意する。

(1) 当該居住用家屋が、区分建物の各部分の2以上に相当するものであり、かつ、当該2以上の部分のうちに当該受益者の居住の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とがあるときは、当該受益者の居住の用に供される部分が区分所

用に供される部分が区分所有登記又は信託契約書において区分所有されていることが確認されない限り、措置法令第26条及び同令第26条の4に規定する「その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるもの」に該当するかどうか、又は同項各号に規定する床面積の要件に適合するかどうかについては、当該受益者の有する権利の目的となっている各部分の全部の床面積の合計を基礎として判定することに留意する。

(2) 当該居住用家屋又は当該認定長期優良住宅が居住の用に供されているかどうかは、当該受益者の有する権利に応じてこれらの家屋を有しているものとされる受益者について判定することに留意する。

(3) 住宅借入金等には、当該信託財産に属する居住用家屋若しくは認定長期優良住宅の新築等又は居住用家屋の増改築等に係る借入金又は債務が含まれる。

(注) 受益者等課税信託の受益者となったことによる居住用家屋又は認定長期優良住宅の新築等があった場合において、これら家屋の新築等に係る上記の借入金又は債務が措置法第41条第1項各号に規定する「償還期間が10年以上」のもの又は「賦払期間が10年以上」のものに該当するかどうかについては、当該受益者となった時において残存する償還期間又は賦払期間を基礎として判定することに留意する。

(4) 措置法第41条の規定の適用を受けようとする受益者は、確定申告書に添付する措置法規則第18条の21及び第18条の22に掲げる登記事項証明書、工事の請負契約書その他の書類の添付に当たっては、次に留意する。

イ 新築等又は増改築等をした家屋の登記事項証明書は、当該家屋が当該信託財産に属するものであることが記載されたものとする。

ロ 売買契約書、請負契約書、借入金の年末残高等証明書その他の書類(上記イに掲げる書類を除く。)で、信託の受託者の名義が記されているものについては、

有登記又は信託契約書において区分所有されていることが確認されない限り、措置法令第26条及び同令第26条の3に規定する「その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるもの」に該当するかどうか、又は同項各号に規定する床面積の要件に適合するかどうかについては、当該受益者の有する権利の目的となっている各部分の全部の床面積の合計を基礎として判定することに留意する。

(2) 当該居住用家屋が居住の用に供されているかどうかは、当該受益者の有する権利に応じてこれらの家屋を有しているものとされる受益者について判定することに留意する。

(3) 住宅借入金等又は特例住宅借入金等には、当該信託財産に属する居住用家屋の新築等又は増改築等に係る借入金又は債務が含まれる。

(注) 受益者等課税信託の受益者となったことによる居住用家屋の新築等があった場合において、これら家屋の新築等に係る上記の借入金又は債務が措置法第41条第1項各号に規定する「償還期間が10年以上」のもの又は「賦払期間が10年以上」のものに該当するかどうかについては、当該受益者となった時において残存する償還期間又は賦払期間を基礎として判定することに留意する。

(4) 措置法第41条の規定の適用を受けようとする受益者は、確定申告書に添付する措置法規則第18条の21(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等)及び第18条の22(住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書)に掲げる登記事項証明書、工事の請負契約書その他の書類の添付に当たっては、次に留意する。

イ 新築等又は増改築等をした家屋の登記事項証明書は、当該家屋が当該信託財産に属するものであることが記載されたものとする。

ロ 売買契約書、請負契約書、借入金の年末残高等証明書その他の書類(上記イに掲げる書類を除く。)で、信託の受託者の名義が記されているものについては、

これらの書類が当該信託の受益者の新築等又は増改築等に係るものである旨の証明を受託者から受けたものであることに留意する。

ハ 借入金の年末残高等証明書に記載されている「住宅借入金等の金額」又は「居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額」が、受益者が居住の用に供している家屋に係る部分とそれ以外の信託財産の構成物に係る部分とから成るものであるときは、上記ロによる受託者の証明は、当該受益者が居住の用に供している家屋に係る部分のみを明記して行うものとする。

(住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の規定を適用した場合の効果)

41—34 措置法第41条の規定の適用に当たって、その者の選択により同条第3項又は第5項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の特例適用年又は長期優良住宅特例適用年に係る年分において同条の規定を適用するときにおいても、当該選択をし適用した同条第3項又は第5項の規定を適用することに留意する。

(注) 同条の規定の適用に当たって、同条第3項又は第5項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第41条の2の2((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合)

41の2の2—1 措置法第41条の2の2の規定の適用を受けようとする者が、同条第1項に規定する申告書(以下この項及び41の2の2—2において「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」という。)の同条第2項に規定する提出しなければならない日ま

これらの書類が当該信託の受益者の新築等又は増改築等に係るものである旨の証明を受託者から受けたものであることに留意する。

ハ 借入金の年末残高等証明書に記載されている「住宅借入金等の金額」又は「居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額」が、受益者が居住の用に供している家屋に係る部分とそれ以外の信託財産の構成物に係る部分とから成るものであるときは、上記ロによる受託者の証明は、当該受益者が居住の用に供している家屋に係る部分のみを明記して行うものとする。

(住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例を適用した場合の効果)

41—34 措置法第41条の適用につき、その者の選択により同条第3項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の特例適用年に係る年分につき同条を適用するとき、同条第2項を適用することはできず、同条第3項の規定を適用することに留意する。

(注) 同条の適用につき、その者が同条第3項の規定の適用を選択しなかった場合においても同様である。

第41条の2の2((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合)

41の2の2—1 措置法第41条の2の2((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))の規定の適用を受けようとする者が、同条第1項に規定する申告書(以下この項及び41の2の2—2において「給与所得者の住宅借入金等特別控除申

で、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下この項において「借入金の年末残高等証明書」という。)の交付を受けられないため、同法第41条第1項、第3項又は第5項の規定の適用を受けなかった場合において、翌年1月31日までに借入金の年末残高等証明書を添付して給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を提出したときは、その提出を受けた給与等の支払者は、その提出に係る給与等につき同条第1項、第3項又は第5項の規定を適用したところにより年末調整の再計算を行って差し支えない。

(注) 住宅借入金等特別控除は、上記によらないで確定申告により控除を受けることもできることに留意する。

(信託の受益者が適用を受ける場合)

41の2の2—3 措置法第41条の規定の適用を受けた受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。)の受益者が、措置法第41条の2の2の規定の適用を受けるに当たっては、41—33の(1)、(4)のロ及びハの取扱いを準用する。

第41条の3の2((特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)関係)

(要介護認定、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者の判定)

41の3の2—1 措置法第41条の3の2第1項に規定する居住者又は居住者と同居を常況とする親族が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定(以下この項において「要介護認定」という。)若しくは同条第2項に規定する要支援認定(以下この項において「要支援認定」という。)を受けている者又は法第2条第1項第28号に規定す

る者(以下この項において「要介護認定を受ける者」という。))の同条第2項に規定する提出しなければならない日までに、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下この項において「借入金の年末残高等証明書」という。)の交付を受けられないため、同法第41条第1項又は第3項の規定の適用を受けなかった場合において、翌年1月31日までに借入金の年末残高等証明書を添付して給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を提出したときは、その提出を受けた給与等の支払者は、その提出に係る給与等につき同条第1項又は第3項の規定を適用したところにより年末調整の再計算を行って差し支えない。

(注) 住宅借入金等特別控除は、上記によらないで確定申告により控除を受けることもできることに留意する。

(信託の受益者が適用を受ける場合)

41の2の2—3 措置法第41条の規定の適用を受けた受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。)の受益者が、同法第41条の2の2の規定の適用を受けるに当たっては、41—33の(1)、(4)のロ及びハの取扱いを準用する。

第41条の3の2((特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)関係)

(要介護認定、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者の判定)

41の3の2—1 措置法第41条の3の2第1項に規定する居住者又は居住者と同居を常況とする親族が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定(以下この項において「要介護認定」という。)若しくは同条第2項に規定する要支援認定(以下この項において「要支援認定」という。)を受けている者又は法第2条第1項第28号に規定する障

る障害者(以下この項において「障害者」という。)に該当する者であるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項に規定する住宅の増改築等をして、その家屋(その増改築等に係る部分。以下41の3の2-6において同じ。)を居住の用に供した日の属する年の12月31日(これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。また、これらの者が年の中途において要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者に当たらないこととなった場合には、その当たらないこととなった時の直前の時。)の現況によることに留意する。

なお、当該判定の時ににおいて要介護認定又は要支援認定を受けていない者であっても、当該認定を申請中であり、同項の規定の適用を受けようとする確定申告書を提出するときまでに当該申請に基づき当該認定を受けた者は、当該判定の時ににおいて要介護認定又は要支援認定を受けている者として差し支えない。

(増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合)

41の3の2-2 措置法第41条の3の2第1項又は第4項に規定する増改築等住宅借入金等の金額とは、同条第3項各号又は第6項に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額となることに留意する。

(1) 同条第1項又は第4項に規定する住宅の増改築等(以下この項において「住宅の増改築等」という。)に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額

(2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条の3の2関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下

障害者(以下この項において「障害者」という。)に該当する者であるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項に規定する住宅の増改築等をして、その家屋を居住の用に供した日の属する年の12月31日(これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。また、これらの者が年の中途において要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者に当たらないこととなった場合には、その当たらないこととなった時の直前の時。)の現況によることに留意する。

なお、当該判定の時ににおいて要介護認定又は要支援認定を受けていない者であっても、当該認定を申請中であり、同項の規定の適用を受けようとする確定申告書を提出するときまでに当該申請に基づき当該認定を受けた者は、当該判定の時ににおいて要介護認定又は要支援認定を受けている者として差し支えない。

(増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合)

41の3の2-2 措置法第41条の3の2第1項又は第4項に規定する増改築等住宅借入金等の金額とは、同条第3項各号又は第6項に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額となることに留意する。

(1) 同条第1項又は第4項に規定する住宅の増改築等(以下この項において「住宅の増改築等」という。)に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額

(2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条の3の2関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下

第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用等の額」という。)

を超える場合 住宅の増改築等に要した費用等の額

(3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注) 1 増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用等の額又は敷地の取得対価の額(以下この項において「増改築等に要した費用の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項又は第4項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住宅借入金等の金額の合計額は、同項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 当該住宅の増改築等(敷地の取得を含む。)において措置法第70条の3及び同法第70条の3の2の規定の適用を受ける場合の、増改築等住宅借入金等の金額の合計額が増改築等に要した費用の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち、相続税法第21条の12の規定の適用を受ける部分の金額及び措置法第70条の3の2の規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う。

3 増改築等に要した費用の額等には、その家屋の当該住宅の増改築等に係る部分又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する住宅の増改築等に要した費用の額等が含まれる。

第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用等の額」という。)

を超える場合 住宅の増改築等に要した費用等の額

(3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注) 1 増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用等の額又は敷地の取得対価の額(以下この項において「増改築等に要した費用の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項又は第4項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住宅借入金等の金額の合計額は、同項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 当該住宅の増改築等(敷地の取得を含む。)において措置法第70条の3(((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)))及び同法第70条の3の2(((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)))の規定の適用を受ける場合の、増改築等住宅借入金等の金額の合計額が増改築等に要した費用の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち、相続税法第21条の12(((相続時精算課税に係る贈与税の特別控除)))の規定の適用を受ける部分の金額及び措置法第70条の3の2の規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う。

3 増改築等に要した費用の額等には、その家屋の当該住宅の増改築等に係る部分又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する住宅の増改築等に要した費用の額等が含まれる。

(補助金等の見込控除)

41の3の2—5 措置法第41条の3の2第2項に規定する地方公共団体から補助金等の交付又は居宅介護住宅改修費の給付若しくは介護予防住宅改修費の給付を受ける場合において、当該交付又は給付を受ける額が同条第1項の規定の適用を受ける確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、当該交付又は給付を受ける額の見込額に基づいて同項の規定を適用する。この場合において、後日、当該交付又は給付を受ける額の確定額と当該見込額とが異なることとなったときは、そ及して当該控除の額を訂正するものとする。

(住民票の写し)

41の3の2—6 措置法第41条の3の2第1項に規定する高齢者等(以下この項において「高齢者等」という。)と同居を常況としている者の措置法規則第18条の23の2第12項第4号に規定する「その者の住民票の写し」は、措置法第41条の3の2第1項の規定の適用を受ける者が住宅の増改築等をしてその家屋を居住の用に供したこと及びその居住の用に供した日又は居住の用に供していたこと及びその者が高齢者等と同居を常況としていることを確認するための書類として確定申告書に添付させるものであるから、当該住民票の写しは、措置法第41条の3の2第1項の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているとともに当該高齢者等の住所地についても記載されているものであることを要することに留意する。

(特定増改築等住宅借入金等特別控除の規定を適用した場合の効果)

41の3の2—7 措置法第41条の規定の適用に当たって、その者の選択により同法第41条の3の2第1項又は第4項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の増改築等特例適用年に係る年分において

(補助金等の見込控除)

41の3の2—5 措置法第41条の3の2第2項に規定する地方公共団体から補助金等の交付又は居宅介護住宅改修費の給付若しくは介護予防住宅改修費の給付を受ける場合において、当該交付又は給付を受ける額が同条第1項の規定による控除を受ける確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、当該交付又は給付を受ける額の見込額に基づいて同項の規定を適用する。この場合において、後日、当該交付又は給付を受ける額の確定額と当該見込額とが異なることとなったときは、そ及して当該控除の額を訂正するものとする。

(住民票の写し)

41の3の2—6 措置法第41条の3の2第1項に規定する高齢者等(以下この項において「高齢者等」という。)と同居を常況としている者の措置法規則第18条の23の2第12項第4号に規定する「その者の住民票の写し」は、措置法第41条の3の2第1項の規定の適用を受ける者がその者の所有する家屋の住宅の増改築等に係る部分を居住の用に供したこと及びその居住の用に供した日又は居住の用に供していたこと及びその者が高齢者等と同居を常況としていることを確認するための書類として確定申告書に添付させるものであるから、当該住民票の写しは、措置法第41条の3の2第1項の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているとともに当該高齢者等の住所地についても記載されているものであることを要することに留意する。

(新 設)

同法第41条の規定を適用するときにおいても、当該選択をし適用した同法第41条の3の2第1項又は第4項の規定を適用することに留意する。

(注) 同法第41条の規定の適用に当たって、同法第41条の3の2第1項及び第4項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の3の2—8 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41—1から41—19、41—22及び41—25から41—33の取扱いを準用する。

(年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の3の2—9 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41の2の2—1から41の2の2—3の取扱いを準用する。

(廃止)

(廃止)

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の3の2—7 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41—1から41—19、41—22及び41—25から41—33の取扱いを準用する。

(年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の3の2—8 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41の2の2—1から41の2の2—3の取扱いを準用する。

第41条及び第41条の3の2(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)共通関係

(特定増改築等住宅借入金等特別控除を適用した場合の効果)

41・41の3の2共—1 措置法第41条の適用につき、その者の選択により同法第41条の3の2の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の増改築等特例適用年に係る年分につき同法第41条を適用するときは、同法第41条第2項又は第3項を適用することはできず、同法第41条の3の2の規定を適用することに留意する。

(注) 同法第41条の適用につき、その者が同法第41条の3の2の規定の適用を選択しなかつた場合においても同様である。

第41条の19の2((既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除))関係

(適用年分)

41の19の2—1 措置法第41条の19の2第1項の規定は、同項に規定する「住宅耐震改修」が完了した日の属する年分の所得税について適用することに留意する。

(住民票の写し)

41の19の2—2 措置法規則第19条の11の2第7項第3号に掲げる「その者の住民票の写し」は、措置法第41条の19の2の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているものであることに留意する。

第6節 その他の特例

第41条の19の3((既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除))関係

(改修工事の日又は一般断熱改修工事等の日)

41の19の3—1 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により工事をした家屋に係る措置法第41条の19の3第1項に規定する「改修工事の日」又は同条

第41条の19の2((既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除))関係

(適用年分)

41の19の2—1 措置法第41条の19の2第1項に規定する「既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除」の適用年分は、耐震改修が完了した日(平成18年3月31日付国土交通省告示第464号に定める別表「住宅耐震改修証明申請書」における「上記家屋に係る耐震改修が完了した日」)の属する年分となることに留意する。

(住民票の写し)

41の19の2—2 措置法規則第19条の11の2第6項第3号に掲げる「その者の住民票の写し」は、措置法第41条の19の2の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているものであることに留意する。

第6節 その他の特例

(新 設)

(新 設)

第2項に規定する「一般断熱改修工事等の日」とは、その者が請負人から当該同条第1項に規定する「改修工事」(以下41の19の3-2において「改修工事」という。)又は同項第2号に規定する「一般断熱改修工事等」(以下41の19の3-2において「一般断熱改修工事等」という。)に係る部分につき引渡しを受けた日をいうものとして取り扱って差し支えない。

(住宅特定改修特別税額控除の規定を適用した場合の効果)

(新 設)

41の19の3-2 措置法第41条の19の3第1項に規定する「居住用の家屋」について改修工事又は一般断熱改修工事等をしたことにつき、同条第1項又は第2項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該適用をした同条第1項又は第2項の規定を適用することに留意する。

(注) 同条の規定を適用しなかった場合においても同様である。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱い等の準用)

(新 設)

41の19の3-3 措置法第41条の19の3の規定の適用に当たっては、41-1並びに41-10から41-12、41-33及び41の3の2-1並びに41の3の2-3から41の3の2-6の取扱いを準用する。

第41条の19の4((認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係

(新 設)

(新築の日)

(新 設)

41の19の4-1 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により新築をした家屋に係る措置法第41条の19の4第1項に規定する「新築の日」とは、その者が請負人から当該家屋の引渡しを受けた日をいうものとして取り扱って差し支えな

い。

(認定長期優良住宅新築等特別税額控除の規定を適用した場合の効果)

41の19の4-2 認定長期優良住宅の新築又は認定長期優良住宅で建築後使用されたことのないものの取得をしたことにつき、措置法第41条の19の4の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、同条の規定を適用することに留意する。

(注) 同条の規定を適用しなかった場合においても同様である。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の19の4-3 措置法第41条の19の4の規定の適用に当たっては、41-1、41-10から41-12、41-27、41-29、41-30及び41-33の取扱いを準用する。

第41条の19の5 ((電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除)関係)

(当該金額に係る情報として送信された金額)

41の19の5-1 措置法第41条の19の5第2項に規定する「当該金額に係る情報として送信された金額」とは、同条第1項を適用した年分の同項に規定する確定申告情報と併せて送信された同項の規定により計算した金額をいうのであるから、同項の規定を適用した後修正申告又は更正によりその年分の所得税の額が増加することとなっても、控除を受けることができる金額は、当該送信された金額に限られることに留意する。

(税額控除等の順序)

(新 設)

(新 設)

第41条の19の3 ((電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除)関係)

(当該金額に係る情報として送信された金額)

41の19の3-1 措置法第41条の19の3第2項に規定する「当該金額に係る情報として送信された金額」とは、同条第1項を適用した年分の同項に規定する確定申告情報と併せて送信された同項の規定により計算した金額をいうのであるから、同項を適用した後修正申告又は更正によりその年分の所得税の額が増加することとなっても、控除を受けることができる金額は、当該送信された金額に限られることに留意する。

(税額控除等の順序)

41の19の5—2 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の6の規定による情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (10) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の19の4の規定による認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の19の5の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組

41の19の3—2 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の6の規定による情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (10) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の19の3の規定による電子証明書を有する個人の電子情報処理組

織による申告に係る所得税額の特別控除

(15) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による
所得税の額の軽減又は免除

(16) 法第95条の規定による外国税額控除

(経過措置等…改正前の措置法等の適用がある場合)

改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)、租税特別措置法
施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)及び租税特別措置法施行規則
の一部を改正する省令(平成21年財務省令第19号))による改正前の措置法、措置法令及
び措置法規則(改正法令の附則により読み替えられて適用される改正前の措置法、措置
法令、措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令
解釈通達の改正前の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の取扱いによ
る。

織による申告に係る所得税額の特別控除

(13) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による
所得税の額の軽減又は免除

(14) 法第95条の規定による外国税額控除

(新 設)

新 旧 対 照 表

○ 「租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目 次〕	〔目 次〕
第 4 節 山林所得及び譲渡所得	第 4 節 山林所得及び譲渡所得
第 9 款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等	第 9 款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等
<u>第37条の11の6((源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例))関係</u>	(新 設)
第 4 節 山林所得及び譲渡所得	第 4 節 山林所得及び譲渡所得
第 9 款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等	第 9 款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等
<u>第37条の11の6((源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例))関係</u>	(新 設)
<u>(共通負債利子の額の配分)</u>	(新 設)
<u>37の11の6-1 措置法令第25条の10の13に規定する「共通負債利子の額」を有する場合には、当該共通負債利子の額について次の算式により計算した金額を、源泉徴収選択口座内配当等に係る負債の利子の額又は源泉徴収選択口座内配当等以外の</u>	

配当等に係る負債の利子の額とすることができるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{共通負債} \\ \text{利子の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の収入金額又は} \\ \text{源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の収入金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{源泉徴収選択口座内配当等} \\ \text{に係る配当所得の収入金額} \end{array} \pm \begin{array}{l} \text{源泉徴収選択口座内配当等以外の} \\ \text{配当等に係る配当所得の収入金額} \end{array}}$$

(源泉徴収選択口座内配当等の収入すべき時期)

37の11の6-2 源泉徴収選択口座内配当等については、その配当所得の収入金額の収入すべき時期は、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収口座が開設されている金融商品取引業者等(措置法第37条の11の6第8項に規定する金融商品取引業者等をいう。)から交付を受けた日となることに留意する。

(新 設)